

熱川バナナワニ園熱帯動植物友の会

規 約

第1条

本会は、熱川バナナワニ園熱帯動植物友の会（略称、バナナワニ園友の会）と称し、事務所を熱川バナナワニ園研究室に置く。

第2条

本会は、熱帯の動植物に関する研究、知識を普及し、動植物を通じて自然愛護の精神を涵養し、併せて会員相互の親睦連絡をはかることを目的とする。

第3条

本会は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

1. 研究、知識普及に必要な研究会、講習会、展覧会等の開催。
2. 観察会、採集会等の企画と実施。
3. 会報の発行。
4. その他の目的達成に必要な事業。

第4条

本会の会員は次の通りとする。

1. 通常会員：本会の目的に賛同し、下記の年会費を納める個人。
一般会費 3,000 円
学生会費 2,000 円
2. 客員：本会に対して特に功労があり、幹事会で推薦された者及び幹事会の総意で推薦された者

第5条

本会に入会を希望する者は所定の入会申し込み書を提出し、前条に定める会費を2年分納入しなければならない。

第6条

会員は、本会が発行する「会報」および熱川バナナワニ園研究室が発行する「研究業績」に投稿することができ、それらの配付を受け、また本会が開催する行事に出席することができる。

第7条

会員が次の各号の一つに該当するときは、幹事会の議を経て、退会除名する。

1. 退会の届けを提出したとき。
2. 会費の支払いを滞納したとき。
3. 本会の名誉を傷つけたとき。

第8条

既納の会費は、これを返還しない。

第9条

本会には次の役員を置く。

- 会 長 1名
副会長 1名
幹 事 若干名

第10条

役員は協議により本会の運営を執行し、その任期は2年とするが重任は妨げない。

第11条

役員は前期幹事会が推薦し、総会で承認をうけるものとする。

第12条

本会には顧問を置くことができる。

1. 顧問は本会の事業運営について、幹事会に助言し、また幹事会の諮問に応ずるものとする。

第13条

幹事会は幹事役員によって構成し、年2回、会長が召集する。なお、必要と認めた時は臨時に召集することもできる。

第14条

総会は年1回とし、会長がこれを召集する。

1. 総会の定則数は定めない。

第15条

収支予算の承認に関する事項

1. 事業計画および収支予算の承認に関する事項
2. 事業報告および収支予算の承認に関する事項
3. 役員承認に関する事項
4. その他幹事会が提議した事項

第16条

本会の運営および事業に関する経費は、会費および寄付金をもってこれに当てる。

第17条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第18条

本会則の変更は幹事会の議を経て、総会もしくは投票による過半数の賛成を得なければならない。

附則 1、本則は昭和47年4月1日よりこれを施行する。